

## 火薬類の販売営業を行う場合の手続（法第5条）

火薬類(がん具煙火を除く。)の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに販売所の所在地を管轄する知事の許可を受けなければなりません。

また、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承し営業しようとする場合、あるいは販売所を移転しようとする場合(競技用紙雷管の販売を除く。)も新たに許可を受けなければなりません。

なお、以下の各号に該当する場合は、販売営業の許可を受けることができません。

- ① 販売営業の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過していない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
- ③ 心身の故障により火薬類の販売の業を行うことができない者として経済産業省令で定めるもの
- ④ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前①～③に該当する者があるもの

### ○ 提出書類

- ① 火薬類販売営業許可申請書・・・様式No.32
- ② 販売所の所在地を証する書面(土地や建物の登記簿謄本等)
- ③ 同意書

(注) 当該販売所の土地又は建物が他人の所有である場合は、当該販売所において火薬類の販売営業を行うこと及び販売所に火薬類を貯蔵する場合は、当該貯蔵することについての所有者の承諾書を添付すること。

- ④ 事業計画書 様式No.33

(注) 事業計画書に記載する事項は、以下のとおりとする。

ア 販売する火薬類の種類、年間取扱予定高、主たる仕入れ先、主たる販売先

イ 火薬庫の位置、種類、棟数、付近の状況、保安距離、構造設備の概要、貯蔵すべき火薬類の種類、及び最大貯蔵量

なお、競技用紙雷管のみを販売する場合は、様式No.2を使用すること。

- ⑤ 保安教育計画予定書・・・記載例 No. 1
- ⑥ 定款の写し及び法人登記簿謄本

(注)申請者が法人の場合のみ添付すること。

- ⑦ 許可を受けようとする者の戸籍抄本及び本籍地を管轄する市町村長の発行する身分証明書

(注)申請者が、個人にあつてはその者、法人にあつてはその業務を行う役員全員のものを添付すること。

- ⑧ 販売所の位置を示す図面(縮尺: 1: 50,000 以上)

- ⑨ 販売所の付近の状況を示す図面

(注) 当該販売所から半径 200m 範囲以上の図面を添付すること。

- ⑩ 販売所の構造を付記した平面図

(注) 当該販売所内に火薬類貯蔵施設(設備)を設置する場合は、位置を明示すること。

- ⑪ 委任状(申請者が代理人である場合)

(注) 法人であつて主たる事務所を県外に有する場合のみ、県内における従たる事務所の責任者に委任することができる。

- 提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班
- 提出部数 1部
- 手数料（山口県収入証紙を申請書に添付すること）
  - 競技用紙雷管のみについての許可の場合 25,000円
  - その他の場合 110,000円
- 庫外貯蔵庫を設ける場合には、別途庫外貯蔵指示申請を行う必要がある。